医療法人社団凜和会　訪問看護ステーションフォレスタ藤枝
指定訪問看護の重要事項説明書

１訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団凜和会
所在地	静岡県藤枝市小石川町２丁目９番１８号
代表者名	理事長　竹嶋義宏
設立年月日	1967年４月

２.訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所名称	訪問看護ステーションフォレスタ藤枝
事業所番号	５３９０１００
所在地	〒426-0033　静岡県藤枝市小石川町２丁目８番１３号
電話番号	０５４－６４７－３８３３

３.事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

⑴訪問看護ステーションフォレスタ藤枝(以下、本事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。

⑵事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

⑶本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

４.本事業所の職員体制

職　　種	常　　勤	非常勤
管　理　者	1名	―
看護師・保健師	３名以上	

５.営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時から午後5時

６.営業地域

サービス提供区域	藤枝市、焼津市、島田市

(注) 上記地域以外にお住まいの方の交通費は実費ご負担となります。

７.利用料金

(1)利用者は、訪問看護の利用料金表(別紙 1)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。また、利用料金に変更がある場合は、(別紙 1)を差し替え、その都度覚書を締結します。

(2) 当日にキャンセルされた場合にキャンセル料金として1500円（税込）を頂きます。
但し、ご利用者の病状の急変や急な入院等、止むを得ない理由がある場合には、キャンセル料は頂きません。

(3)利用料金の支払い方法

利用料金は、１ヶ月ごとに計算し、毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の２７日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの３方法があります。利用契約時にお選びください。

８.事故発生及び緊急時の対応

サービスの提供により事故発生及び心身の状態が急変した場合は、利用者に対し応急処置医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

９. 秘密の保持及び個人情報の保護

事業所とその従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た個人情報の利用目的を別紙２のとおり定め同意を取り適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

１０.高齢者虐待防止

本事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおリ必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

１１.苦情申し立て窓口

(1)事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また管理者に直接お申し出いただくこともできます。

事業所名	訪問看護ステーションフォレスタ藤枝
電話番号	０５４－６４７－３８３３

受付時間	午前８時３０分～１７時３０分
担当窓口	看護師　池田　千枝子

⑵行政機関その他苦情受付機関

外部苦情相談窓口

藤枝市役所 地域包括ケア推進課	所在地	静岡県藤枝市岡出山 1-11-1
	電話番号	054-643-3225
焼津市役所 介護保険課	所在地	静岡県焼津市本町 2-16-32
	電話番号	054-626-1159
島田市役所 長寿介護課	所在地	静岡県島田市中河町 283-1
	電話番号	0547-34-3294
静岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	静岡県静岡市葵区春日 2－4－34
	電話番号	054-253-5590

１２．その他

⑴サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
⑵原則として、担当者の選定はできません。
⑶あらかじめ計画されたサービス提供日時は、利用者または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方とも出来るだけ早く連絡します。
⑷あらかじめ計画されたサービス提供時間は、交通事情等により遅れる場合があります。
⑸感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力お願いします。
⑹利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食等のもてなしはご遠慮いたします。
⑺静岡県中部に震度５以上の地震発生またその他災害の発生等の際は、緊急対応の為サービスを変更または中止する場合があります。

１３．利用契約に定めのない事項

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者と事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１－１＞

訪問看護の利用料金表【医療保険】

■後期高齢者医療費保険者証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割（保険証に記載）
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の3割（保険証に記載）

■基本項目についての費用

サービス内容	料　金
基本療養費Ⅰ　週3日まで 週4日目以降＊1	5,550円/回 6,550円/回
基本療養費Ⅱ　週3日まで（同一日に２人） 週３日まで（同一日に３人以上） 週4日目以降（同一日に2人）＊1 週4日目以降（同一日に3人以上）	5,550円/回 2,780円/回 6,550円/回 3,280円/回
基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護)	8,500円/回
管理療養費(二)１日目 (イ)２日目から	7,670円/日 3,000円/日
緊急時訪問看護加算(イ)　月14日目まで (ロ)　月15日目以降	2,650円/日 2,000円/日

■その他加算等についての費用

サービス内容	料　金
難病等複数回訪問看護　1日2回目 1日3回目	4,500円/日 8,000円/日
長時間訪問看護加算(1時間30分を超える)	5,200円/回
複数名訪問看護加算*3　看護師と訪問 准看護師と訪問 看護補助者と訪問（1回～3回以上）	4,500円/回 3,800円/回 3,000～10,000円/回
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月
退院時共同指導加算(月1回　がん末期等は月2回)	8,000円/回
退院支援指導加算（退院日）	6,000円/回 90分以上8,400円/回
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円/回
訪問看護情報提供療養費	1,500円/回

■自己負担となるサービスと料金

サービス内容	料　金
訪問にかかる交通費	当施設より１５㎞以上にお住まいの方の交通費は 往復５００円ご負担いただきます。

＊1　一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費

＊2　一人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合)
①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の場合
②特別訪問介護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている場合
③特別な管理を必要とする場合